

高齢者緊急通報システム利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が急病や緊急時における不安を解消して自宅で安心した生活ができることを目的に、緊急通報システムを利用する者に対し、係る費用の一部を助成するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において緊急通報システム（以下「システム」という。）とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緊急通報装置 緊急事態を簡単な操作により家族又は受信センター等に通報する機器
 - ア 固定型端末装置 固定電話機に接続して使用する装置
 - イ 携帯型端末装置 固定電話機に接続することなく使用できる装置
- (2) 生活リズムセンサー 固定型端末装置等に附加し、人の動きの有無を感知する機能を持ち、一定時間反応がない場合、自動的に家族又は受信センター等に通報する機器

(対象者)

第3条 この事業による対象者は、河津町に住所を有し居住する75歳以上のみの世帯の者とする。

(助成の内容)

第4条 助成金の額は、システム利用月額額の2分の1とし、1,000円を限度とする。ただし、100円未満は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者緊急通報システム利用助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して河津町社会福祉協議会会長に提出するものとする。

- (1) システムの利用に係る事業者との契約書の写し又はこれに準ずる書類の写し
 - (2) システムの利用料が分かる書類の写し
 - (3) システムのサービス内容がわかる書類の写し
- 2 前項による助成の申請は、システムの利用料の支払を行った日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の交付)

第6条 河津町社会福祉協議会会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適正と認めた場合は、高齢者緊急通報システム利用助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)を交付し、高齢者緊急通報システム利用助成金請求書(様式第3号)の提出により申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 河津町社会福祉協議会会長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者がいるときは、その者から既に交付した助成金の全額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、河津町社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 (別紙) 様式第1号 高齢者緊急通報システム利用助成金交付申請書
様式第2号 高齢者緊急通報システム利用助成金交付決定(却下)通知書
様式第3号 高齢者緊急通報システム利用助成金請求書

高齢者緊急通報システム利用助成金交付申請書

年 月 日

河津町社会福祉協議会会長 土屋雅之様

(申請者) 住 所 河津町

氏 名

電 話

高齢者緊急通報システム利用助成金を交付されるよう、次のとおり申請します。また、交付にあたり、河津町社会福祉協議会が私（対象者）の住民登録上の世帯員を確認することに同意します。

対 象 者	住 所	河津町		電 話	
	氏 名		男・女	生 年 月 日	大正 年 月 日 昭和 (歳)
領収証の 合計金額		円			
助 成 申 請 額		円			
要 件		75歳以上のみの世帯			

添付書類：①対象サービスを行う事業所との契約書

②サービス内容が分かる書類（パンフレット等）

③領収証または支払った金額が分かるもの（引き落とされた通帳の写し等）

【事務処理欄】

申請月	領収証の金額	助成額（補助率 1/2・ 上限 ひと月につき1,000円）
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
合計金額	円	円

高齢者緊急通報システム利用助成金請求書

令和 年 月 日

河津町社会福祉協議会会長 土屋雅之様

(申請者) 住所 河津町
氏名
電話

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた高齢者
緊急通報システム利用助成金について、次のとおり請求します。

金 円

対象者	住所	河津町		電話			
	氏名		男・女	生年月日	大正 昭和	年 月 日 (歳)	
振込先金融機関	金融機関	銀行・信用金庫 農協・信漁連			本店 支店 出張所		
	口座種別	普通 ・ 当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

※口座名義人が申請者でない場合は、被保険者との関係()